

第 5 章 水 防 警 報

I 水防警報の発令

国土交通大臣又は知事は、水防警報を行う河川が豪雨等により増水して水防団待機水位に達し、はん濫注意水位に達すると思われるとき、又は台風による高潮発生及び地震による津波発生のおそれがあるときは、直ちに水防警報を発令しなければならない。

II 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等の河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、上記に準じ次のとおりとする。

待 機	地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波及び高潮の場合は、水防団待機水位・はん濫注意水位等にとらわれず、現地状況より判断し、水防警報を発表する。
準 備	
出 動	
解 除	

注) 津波注意報・津波警報・大津波警報時に発表する水防警報は、住民の避難誘導等及び津波注意報・津波警報・大津波警報解除後の出水等に備えるもので、警報発令時に水防工法等の対策を行うものではない。

Ⅲ 水防警報を行う河川

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名		区 域	
川 内 川	幹川 (上流)	左岸 右岸	宮崎県境より羽月川合流点まで
	幹川 (下流)	左岸 右岸	さつま町の高嶺川の合流点から海まで
	支川 羽月川	左岸 右岸	伊佐市大口大字里字大中免277番地から幹川合流点まで 伊佐市大口大字鳥巣字水流456番乙号の2地先から幹川合流点まで
	支川 隈之城川	左岸 右岸	薩摩川内市隈之城町大字隈之城字石間伏739番の2地先隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで 薩摩川内市向田町大字向田字腰掛1265番の2隈之城川鉄道橋から幹川合流点まで
肝 属 川	幹川	左岸 右岸	鹿屋市祓川町3947番地先の県道橋から海まで
	支川 串良川	左岸 右岸	鹿屋市串良町細山田水洗801番の口の地先から幹川への合流点まで 鹿屋市串良町細山田川久保4130番の1地先から幹川への合流点まで
	支川 高山川	左岸 右岸	肝属郡肝付町大字前田字田布尾323番の1地先から幹川への合流点まで 肝属郡肝付町大字新富字築ヶ城7737番の5地先から幹川への合流点まで
	支川 始良川	左岸 右岸	鹿屋市吾平町上名水流4909番の2地先県道橋から幹川合流点まで 鹿屋市吾平町上名西方高迫5684番の3地先県道橋から幹川合流点まで
	支川 下谷川	左岸 右岸	鹿屋市新栄町13番地先の市道橋から幹川合流点まで 鹿屋市新栄町12番地先の市道橋から幹川合流点まで

(2) 水防警報発令者

河川名	発令者
川内川	川内川河川事務所長
肝属川	大隅河川国道事務所長

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地先	位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	計画高水位	観測所地点の現堤防高
				m	m	m	m
川内川	吉松	始良郡湧水町川西	幹川右岸 96,350	3.50	5.00	8.30	7.30
川内川	栗野橋	始良郡湧水町木場	幹川左岸 87,850	3.00	4.00	7.15	9.90
川内川	宮之城	薩摩郡さつま町虎居	幹川右岸 37,700	3.10	4.60	8.74	8.40
川内川	倉野橋	薩摩川内市東郷町南瀬	幹川右岸 26,000	4.00	5.40	11.53	12.10
川内川	川内	薩摩川内市東大小路町1042	幹川右岸 12,100	3.70	4.70	6.99	9.00
川内川 支川羽月川	花北	伊佐市菱刈下手	幹川合流点から 左岸 3,200	4.00	4.50	7.50	9.30
肝属川	俣瀬	肝属郡東串良町大字川西俣	河口より 3,880	2.80	3.80	5.63	9.00
肝属川	王子橋	鹿屋市王子町	河口より 20,500	1.90	2.50	5.22	6.12
肝属川 支川串良川	豊栄	肝属郡東串良町大字池之原豊栄	幹川合流点より 3,460	2.10	3.70	5.65	7.20
肝属川 支川高山川	高山橋	肝属郡肝付町大字新富	幹川合流点より 2,280	3.30	4.60	6.82	9.50
肝属川 支川始良川	始良橋	鹿屋市吾平町麓	幹川合流点より 1,500	2.30	3.70	6.22	8.60

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待機	準備	出動	解除
川内川	吉松	水防団待機水位(3.50m)に達したとき	水防団待機水位(3.50m)を超え、はん濫注意水位(5.00m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(5.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	はん濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
川内川	栗野橋	”(3.00m)	”(3.00m) ”(4.00m)	”(4.00m) ”	”
川内川	宮之城	”(3.10m)	”(3.10m) ”(4.60m)	”(4.60m) ”	”
川内川	倉野橋	”(4.00m)	”(4.00m) ”(5.40m)	”(5.40m) ”	”
川内川	川内	”(3.70m)	”(3.70m) ”(4.70m)	”(4.70m) ”	”
羽月川	花北	”(4.00m)	”(4.00m) ”(4.50m)	”(4.50m) ”	”
肝属川	俣瀬	水防団待機水位(2.80m)に達し、はん濫注意水位(3.80m)に達すると思われるとき	”(2.80m) ”(3.80m)	”(3.80m) ”	”
肝属川	王子橋	”(1.90m) ”(2.50m)	”(1.90m) ”(2.50m)	”(2.50m) ”	”
串良川	豊栄	”(2.10m) ”(3.70m)	”(2.10m) ”(3.70m)	”(3.70m) ”	”
高山川	高山橋	”(3.30m) ”(4.60m)	”(3.30m) ”(4.60m)	”(4.60m) ”	”
始良川	始良橋	”(2.30m) ”(3.70m)	”(2.30m) ”(3.70m)	”(3.70m) ”	”

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

河川名	観測所名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
川内川	吉 松	川内川河川事務所長	始良・伊佐地域 振興局建設部長	F A X ・ メール	湧水町 (同町長)
〃	栗野橋	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部, 同参事 (伊佐市 駐在)	〃	湧水町 (同町長) 伊佐市 (同市長)
〃	宮之城	〃	北薩地域振興局 建設部長	〃	さつま町 (同町長)
〃	倉野橋	〃	〃	〃	薩摩川内市 (同市長) さつま町 (同町長)
川内川 隈之城川	川 内	〃	〃	〃	薩摩川内市 (同市長)
羽月川	花 北	〃	始良・伊佐地域 振興局建設部参 事 (伊佐市 駐在)	〃	伊佐市 (同市長)
肝属川	俣 瀬	大隅河川国道事務所長	大隅地域振興局 建設部長	電話	鹿屋市 (同市長) 肝付町 (同町長) 東串良町 (同町長)
〃	王子橋	〃	〃	〃	鹿屋市 (同市長)
串良川	豊 栄	〃	〃	〃	鹿屋市 (同市長) 東串良町 (同町長)
高山川	高山橋	〃	〃	〃	肝付町 (同町長)
始良川	始良橋	〃	〃	〃	鹿屋市 (同市長)

2 知事が水防警報を行う河川

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名		区域
甲突川	幹川	鹿児島市郡山町3494番地先の伊良ヶ谷滝から海まで
川内川	支川・平佐川	薩摩川内市永利町赤坂橋から支川隈之城川合流点まで
天降川	幹川	左岸 霧島市牧園町下中津川字折橋2229番地の2地先の市道橋から海に至る 右岸 霧島市隼人町嘉例川字四十田4386番地の21地先の市道橋から海に至る
	支川・手籠川	左岸 霧島市国分重久字世田1926番地先の市道橋から天降川合流点まで 右岸 霧島市国分重久字田中1100番地の1地先の市道橋から天降川合流点まで
	支川・郡田川	左岸 霧島市国分清水四丁目2282番地の4地先の市道橋から手籠川合流点まで 右岸 霧島市国分郡田字東ノ上721番地の15地先の市道橋から手籠川合流点まで
万之瀬川	幹川	左岸 南九州市川辺町清水字湯ノ尻3480番1地先から海まで 右岸 南九州市川辺町清水字眼流川2025番2地先から海まで
	支川・加世田川	左岸 南さつま市加世田内山田字金気8197番1地先から万之瀬川への合流点まで 右岸 南さつま市加世田内山田字下精谷7689番3地先から万之瀬川への合流点まで
米之津川	幹川	左岸 出水市武本字柳田6901番3地先から海まで 右岸 出水市上鯖淵字鯖淵原2379番2地先から海まで
神之川	幹川	日置市伊集院町郡梅乃前橋から海に至る
	支川・長松川	日置市伊集院町清藤清藤橋から神之川合流点まで
	支川・下谷口川	日置市伊集院町下谷口吾田橋から神之川合流点まで
花渡川	幹川	左岸 枕崎市田布川町911番1地先から海まで 右岸 枕崎市金山西町234番地先から海まで
	支川・中洲川	枕崎市桜山東町柴立橋から花渡川合流点まで
雄川	幹川	左岸 肝属郡南大隅町根占川南から海まで 右岸 肝属郡南大隅町根占川北字小谷6245番地先から海まで
新川	幹川	鹿児島市小野町紅葉橋から海まで
稲荷川	幹川	左岸 鹿児島市稲荷町251番26地先から海まで 右岸 鹿児島市稲荷町251番6地先から海まで
永田川	幹川	鹿児島市山田町一里迫大橋から海まで
本城川	幹川	垂水市高城の場橋から海まで
	支川・井川	垂水市新御堂五反田橋から本城川合流点まで

(2) 水防警報発令者

河川名	発令者
甲突川	鹿児島地域振興局長
平佐川	北薩地域振興局長
天降川	始良・伊佐地域振興局長
手籠川	
郡田川	
万之瀬川	南薩地域振興局長
加世田川	
米之津川	北薩地域振興局長
神之川	鹿児島地域振興局長
長松川	
下谷口川	
花渡川	南薩地域振興局長
中洲川	
雄川	大隅地域振興局長
新川	鹿児島地域振興局長
稻荷川	
永田川	
本城川	大隅地域振興局長
井川	

(3) 水防警報の対象とする水位観測所

河川名	観測所名	地 先	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位	観測所地点の 現堤防高	摘要
甲 突 川	宮山橋 (上流)	鹿児島市郡山町	m 116.23	m 116.38	m 117.00	m 117.20	T.P表示
	塚田橋	鹿児島市小山田 町塚田	54.52	54.84	55.84	57.90	T.P表示
	岩崎橋 (下流180m)	鹿児島市下伊敷 一丁目	6.79	7.38	8.89	10.00	T.P表示
平 佐 川	向田橋	薩摩川内市向田 町	1.90	2.50	4.00	8.10	T.P表示
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	東 郷	霧島市隼人町東 郷	7.00	8.00	9.00	11.00	T.P表示
万之瀬川	大渡橋	南九州市川辺町 平山	38.40	39.70	40.70	43.10	T.P表示
	万之瀬橋	南さつま市加世 田村原	2.60	4.00	4.90	8.20	T.P表示
加世田川	日新橋	南さつま市加世 田武田	7.00	7.90	9.00	11.20	T.P表示
米之津川	春日橋 (下流)	出水市上知識	12.00	12.30	13.50	14.70	T.P表示
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋 (下流)	日置市伊集院町 徳重	67.36	67.85	68.75	69.80	T.P表示
花渡川 中洲川	神浦橋	枕崎市西鹿籠	2.60	3.10	3.90	5.50	T.P表示
雄川	北之口橋	南大隅町根占川 北	4.88	6.16	7.78	7.90	T.P表示
新川	田上橋	鹿児島市田上一 丁目	11.94	12.49	13.30	14.30	T.P表示
稲荷川	一ッ橋	鹿児島市池之上 町	2.37	2.82	4.02	5.00	T.P表示
永田川	宮下橋	鹿児島市中山町	5.16	5.51	6.43	9.10	T.P表示
本城川 井川	今川原橋	垂水市高城	4.46	4.97	6.77	8.00	T.P表示

(4) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	観測所名	待 機	準 備	出 動	解 除	摘要
甲 突 川	宮山橋 (上流)	水防団待機水位(116.23m)に達し、はん濫注意水位(116.38m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(116.23m)を超え、はん濫注意水位(116.38m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(116.38m)に達し、上昇の見込あるとき	はん濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき	T.P表示
	塚田橋 (下流)	〃 (54.52m) 〃 (54.84m)	〃 (54.52m) 〃 (54.84m)	〃 (54.84m) 〃	〃	T.P表示
	岩崎橋 (下流180m)	〃 (6.79m) 〃 (7.38m)	〃 (6.79m) 〃 (7.38m)	〃 (7.38m) 〃	〃	T.P表示
平 佐 川	向田橋	〃 (1.90m) 〃 (2.50m)	〃 (1.90m) 〃 (2.50m)	〃 (2.50m) 〃	〃	T.P表示
天 降 川 手 籠 川 郡 田 川	東郷	〃 (7.00m) 〃 (8.00m)	はん濫注意水位(8.00m)に達し、上昇の見込あるとき	はん濫危険水位(9.00m)に達し、上昇の見込あるとき	〃	T.P表示
万之瀬川	大渡橋	〃 (38.40m) 〃 (39.70m)	水防団待機水位(38.40m)を超え、はん濫注意水位(39.70m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(39.70m)に達し、上昇の見込あるとき	〃	T.P表示
	万之瀬橋	〃 (2.60m) 〃 (4.00m)	〃 (2.60m) 〃 (4.00m)	〃 (4.00m) 〃	〃	T.P表示
加世田川	日新橋	〃 (7.00m) 〃 (7.90m)	〃 (7.00m) 〃 (7.90m)	〃 (7.90m) 〃	〃	T.P表示
米之津川	春日橋 (下流)	〃 (12.00m) 〃 (12.30m)	〃 (12.00m) 〃 (12.30m)	〃 (12.30m) 〃	〃	T.P表示
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋 (下流)	〃 (67.36m) 〃 (67.85m)	〃 (67.36m) 〃 (67.85m)	〃 (67.85m) 〃	〃	T.P表示
花渡川 中洲川	神浦橋	〃 (2.60m) 〃 (3.10m)	〃 (2.60m) 〃 (3.10m)	〃 (3.10m) 〃	〃	T.P表示
雄 川	北之口橋	〃 (4.88m) 〃 (6.16m)	〃 (4.88m) 〃 (6.16m)	〃 (6.16m) 〃	〃	T.P表示
新 川	田上橋	〃 (11.94m) 〃 (12.49m)	〃 (11.94m) 〃 (12.49m)	〃 (12.49m) 〃	〃	T.P表示
稲荷川	一ッ橋	〃 (2.37m) 〃 (2.82m)	〃 (2.37m) 〃 (2.82m)	〃 (2.82m) 〃	〃	T.P表示
永田川	宮下橋	〃 (5.16m) 〃 (5.51m)	〃 (5.16m) 〃 (5.51m)	〃 (5.51m) 〃	〃	T.P表示
本城川 井 川	今川原橋	〃 (4.46m) 〃 (4.97m)	〃 (4.46m) 〃 (4.97m)	〃 (4.97m) 〃	〃	T.P表示

(5) 水防警報の通知及び水位観測所の関係する水防管理者の範囲

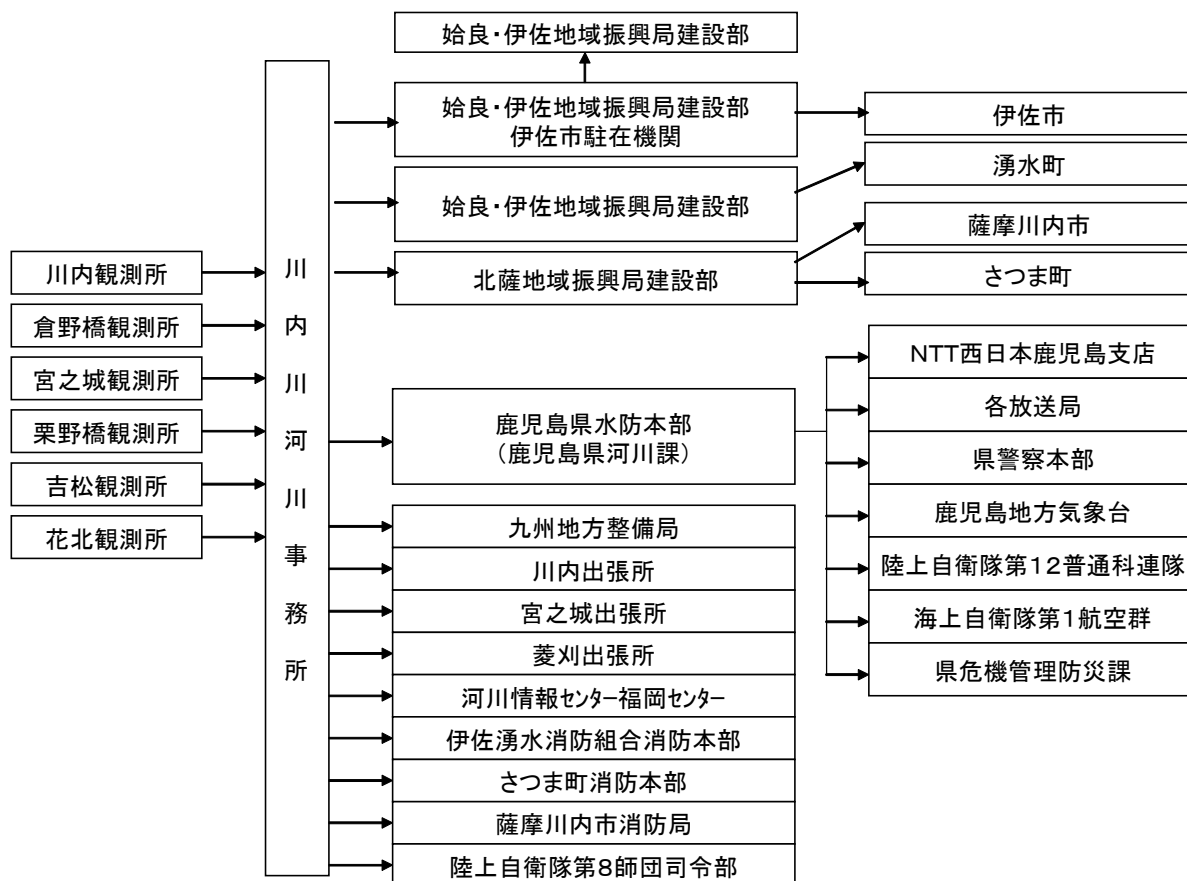
河川名	観測所名	発令担当者	連絡方法	水防管理団体 (水防管理者名)
甲突川	宮山橋 (上流)	鹿児島地域振興局長	電話又は F A X	鹿児島市 (同市長)
	塚田橋 (下流)	〃	〃	〃
	岩崎橋 (下流180m)	〃	〃	〃
平佐川	向田橋	北薩地域振興局長	〃	薩摩川内市 (同市長)
天降川 手籠川 郡田川	東郷	始良・伊佐地域振興局長	〃	霧島市 (同市長)
万之瀬川	大渡橋	南薩地域振興局長	〃	南さつま市 (同市長) 南九州市 (同市長)
	万之瀬橋	〃	〃	南さつま市 (同市長)
加世田川	日新橋	〃	〃	〃
米之津川	春日橋 (下流)	北薩地域振興局長	〃	出水市 (同市長)
神之川 長松川 下谷口川	荒瀬橋 (下流)	鹿児島地域振興局長	〃	日置市 (同市長)
花渡川 中洲川	神浦橋	南薩地域振興局長	〃	枕崎市 (同市長)
雄川	北之口橋 (下流)	大隅地域振興局長	〃	南大隅町 (同町長)
新川	田上橋 (下流)	鹿児島地域振興局長	〃	鹿児島市 (同市長)
稲荷川	一ッ橋 (下流)	〃	〃	〃
永田川	宮下橋 (下流)	〃	〃	〃
本城川 井川	今川原橋 (上流)	大隅地域振興局長	〃	垂水市 (同市長)

IV 水防警報と通報

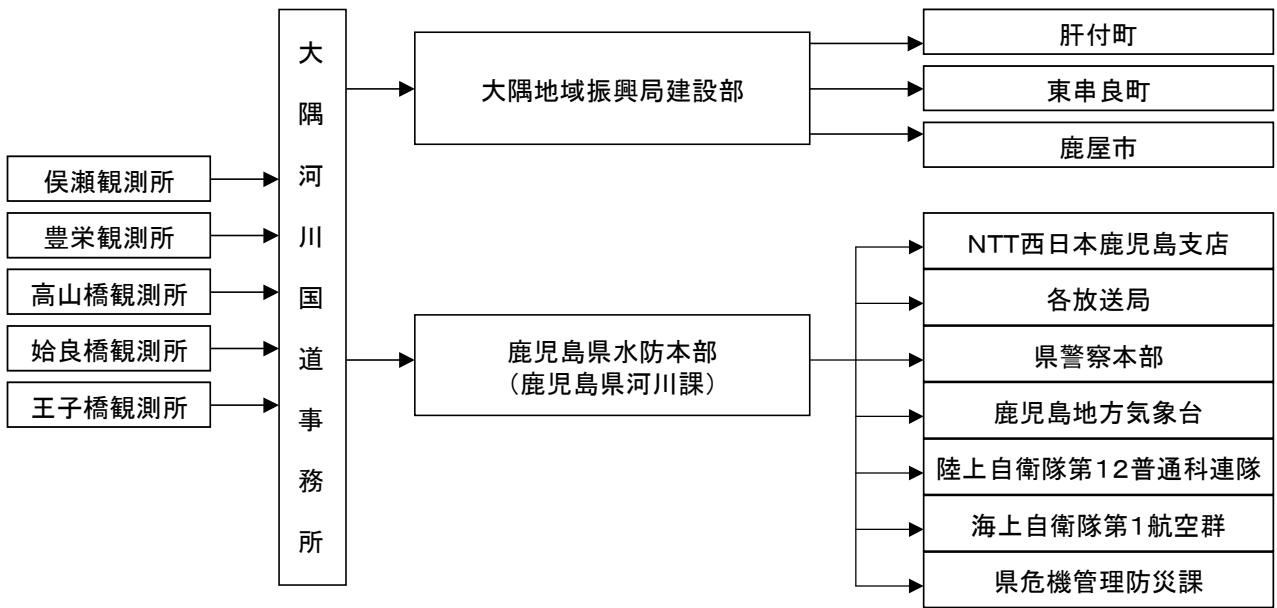
1 国土交通大臣が発令する水防警報の通報

- (1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川の区域を管轄する地域振興局建設部長は、国土交通大臣（川内川水系については国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所長，肝属川水系については大隅河川国道事務所長）から水防警報発令の通報を受けたときは，直ちに関係水防管理者，その他水防に関係のある機関へ通報するものとする。
- (2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は，その旨を関係機関へ通報するものとする。
- (3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は，関係住民に連絡するとともに水防団，消防機関を待機させ，又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。
- (4) 水防警報連絡系統図は，次のとおりである。

ア 川内川水系水防警報連絡系統図



イ 肝属川水系水防警報連絡系統図



2 知事が発令する水防警報の通知

(1) 水防警報発令者は、水防警報を発令したときは、直ちにその旨を県水防本部へ通報するとともに関係水防管理者その他水防に関係のある機関へ通知するものとする。

(2) 水防警報の通報を受けた県水防本部は、その旨を関係機関へ通報するものとする。

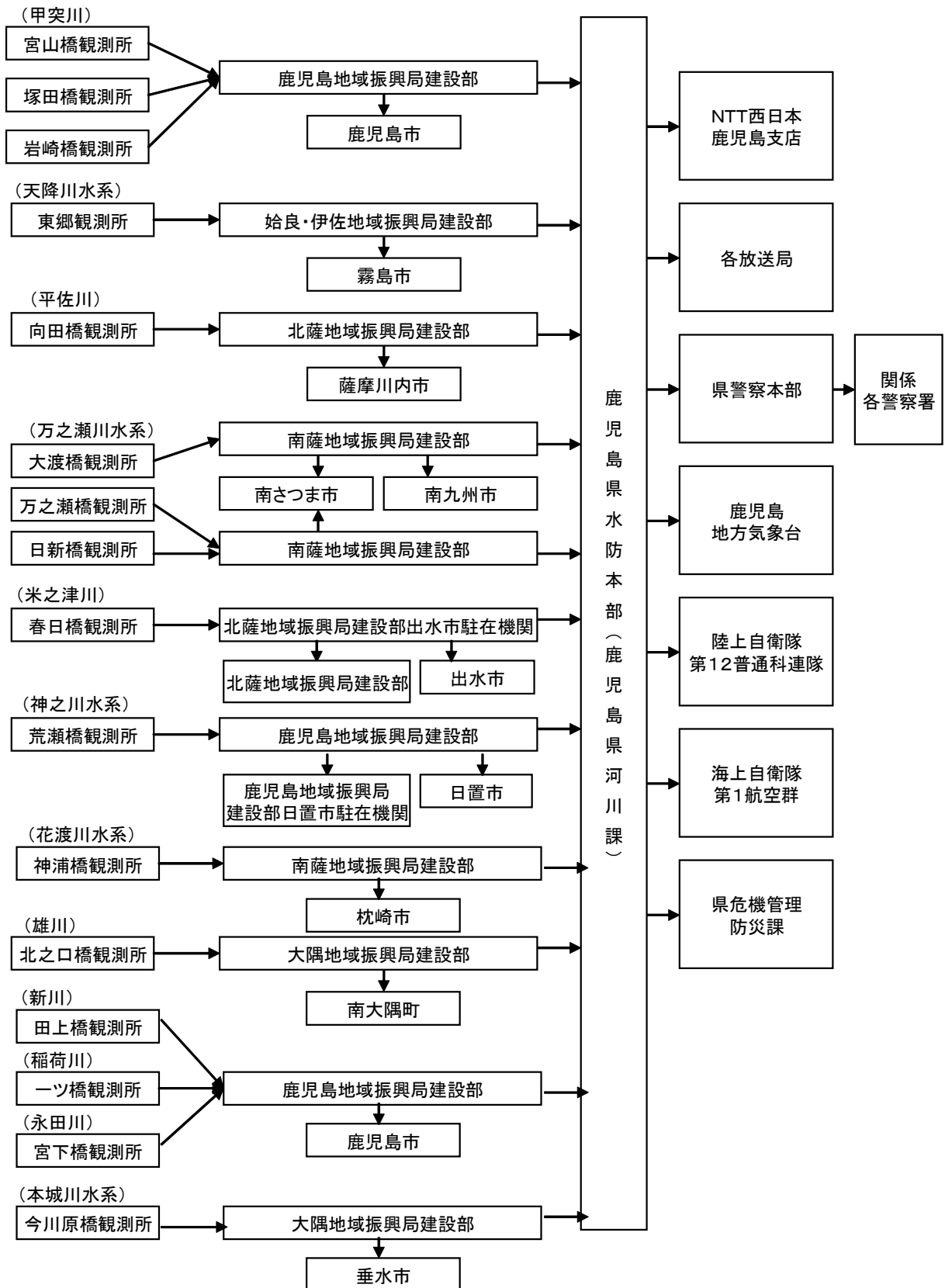
(3) 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに、水防団、消防機関を待機させ、又は必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

(4) 平佐川の水防警報発令及び通報

ア 北薩地域振興局長は、川内川河川事務所長から川内川、隈之城川の水防警報発令の通報を受けたときは、平佐川も同時に水防警報を発令するものとする。

イ 県水防本部への通報その他は、(1)～(3)により行うものとする。

(5) 水防警報連絡系統図は、次のとおりである。



(6) 水防警報の発表形式

水防警報の発表形式は次のとおりである。

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				待 機	川		
平成	年	月	日	時	分	発表	
<p>1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり水防団待機水位に達し, 今後はん濫注意水位に達すると _____ 思われるので待機してください。</p>							
<p>2. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり [イ. 水防団待機水位 ロ. はん濫注意水位] を下り減水していますが, 再び水位が上昇することも考えられるので, 待機して注意してください。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				準 備	川		
平成	年	月	日	時	分	発表	
<p>1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり</p> <p>はん濫注意水位を越え { イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので }</p> <p>今後の状況によりいつでも出動できるように準備してください。</p>							
<p>2. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には</p> <p>はん濫注意水位を下り減水していますが, 再び水位が上昇することも</p> <p>考えられるので, 準備態勢で引き続き警戒してください。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				出 動	川		
平成	年	月	日	時	分	発表	
<p>1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり</p> <p>はん濫注意水位に達し { イ. なお上昇していますので ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇していますので }</p> <p>出動して嚴重に警戒してください。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				警 戒	川		
平成	年	月	日	時	分	発表	
1. _____ 雨量観測所では, _____ 月 _____ 日 _____ 時から _____ 時までの _____ 時間に _____ mmの降雨を記録しました。							
2. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mで, [イ. なお上昇しています。 ロ. 1時間に _____ cmの割合で上昇しています。]							
今後まだ増水の見込みですから, 各水防機関は引き続き警戒してください。							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		

水 防 警 報

水防警報発令伺

部長	課長			係長	担当

水 防 警 報 第 号				種 別	河 川 名		
				解 除	川		
平成	年	月	日	時	分	発 表	
<p>1. _____ の水位は, _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分には _____ mになり [イ. 水防団待機水位] を下り再び水位の上昇はないと _____] ロ. はん濫注意水位</p> <p>思われますので, 水防警報を解除します。</p>							
通 報 機 関 名							
通報機関名	通報時間	受信者	発信者	通報機関名	通報時間	受信者	発信者
河川課	:				:		
	:				:		
	:				:		